

府中市情報公開・個人情報保護審議会

(平成17年度第1回) 会議録

1 日 時 平成17年7月21日(木) 午前10時から同10時
45分まで

2 場 所 市役所 西庁舎 委員会室

3 出席者

(1) 委 員 山上義人(会長)、鹿島秀樹(副会長)、岩田正美、
大森斎、鎌田逸子、北谷博和、河内辰夫、松本良幸、
和中信男

(2) 事務局 総務部広報課長 三ヶ尻秀男、同課長補佐 川田 誠、
同広聴担当主査 平塚祐一

4 議 題

(1) 府中市情報公開条例及び府中市個人情報の保護に関する条例の一
部改正について

(2) 平成16年度開示請求等の実績の報告について

5 内 容

(事務局) ただ今から、平成17年度第1回府中市情報公開・個人
情報保護審議会を開催させていただきます。まず、広報課
長から、ごあいさつ申し上げます。

(事務局) 本年度第1回目の審議会です。個人情報保護条例は、平
成15年8月1日施行しています。国の平成15年5月
30日の個人情報保護法の施行、平成15年8月25日住
基ネットの第2次稼働などがあり、これまでの条例はコン
ピュータに関連した個人情報に関してのものでしたが、個
人情報の対象範囲を広げるとともに、市の個人情報の管理
の充実や審議会の設置など全面改正したものです。

今回の審議会としては、指定管理者制度導入に伴いまし
て、公の施設の管理につきまして民間企業やNPO法人な
どに委託ができるようになりました。それに関連しまして、
情報公開条例、個人情報保護条例の改正が必要になってき

ました。

本年4月1日から個人情報保護法の全面施行に伴い、個人情報保護制度に対しまして、これまで以上に関心が高まっています。

審議をよろしく願います。

(事務局) それでは、ここで、本審議会の会長からごあいさつをいただきたいと思います。山上会長、よろしく願います。

(会長) おはようございます。ただ今から、平成17年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

本審議会も新年度に入りましたので、あらためて、よろしく願います。

では、会議に先立ちまして、昨年12月1日、新たに審議会委員に就任されました日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授 岩田正美様をご紹介します。

(岩田委員) よろしく願います。

(事務局) ありがとうございます。事務局の方も4月1日の人事異動に伴い、メンバーの変更がございましたので、お知らせいたします。前任の持田主査が納税課長補佐に昇格し、異動いたしました。後任は、平塚主査です。

それでは、山上会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) 職務代理者が欠員になっていますが。

(事務局) 職務代理者の久芳委員が退任されました。ここで職務代理者を府中市情報公開・個人情報保護審議会の規則により会長から指名していただきたいと思います。

(会長) それでは、条例にしたがひまして、鹿島委員を指名します。

それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしく願います。

まず、会議次第の「3議題」の「(1) 指定管理者制度

導入に伴う府中市個人情報の保護に関する条例及び府中市情報公開条例の改正について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、事前にお送りいたしました資料に基づきましてご説明いたします。今回の条例改正の趣旨は、平成17年6月28日に「府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」が制定されたことに伴い、府中市個人情報の保護に関する条例及び府中市情報公開条例について所要の改正をするものです。

まず、本題に入ります前に、委員の皆様におかれましてはすでにご存知のことと思いますが、指定管理者制度につきまして、簡単に説明させていただきます。

従来は、市の施設の管理は、実施機関の市が行うものでした。この指定管理者制度は、公の施設の管理に民間を活用し、住民サービスを図り、また、経費の削減を図るものです。

次に、具体的な見直しの内容につきまして、説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

(1) 府中市個人情報の保護に関する条例の一部改正

ア 委託等に伴う措置

市長等の実施機関（以下「実施機関」といいます。）は、個人情報の処理を含む業務を実施機関以外のものに委託するとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該業務を委託するもの又は指定管理者に対して、個人情報の保護について必要な措置を講じさせるよう義務づけます。

イ 受託者等の責務

(7) 実施機関から個人情報の処理を含む業務を委託したもの又は市の公の施設の指定管理者は、個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報について必要な措置を講じ

なければならぬものとしす。

- (イ) 実施機関から委託を受けた業務（以下「受託業務」といいます。）に従事している者若しくは従事していた者、又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務若しくは管理事務に係る個人情報漏らし、又は受託業務若しくは管理事務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならぬものとしす。

ウ 罰則

実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者、又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事する者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含みます。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処します。

(2) 府中市情報公開条例の一部改正

ア 指定管理者の情報公開

- (ア) 指定管理者は、その管理する公の施設に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとしす。
- (イ) 指定管理者を指定した実施機関は、指定管理者に対し、その管理する公の施設に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとしす。

以上で説明を終了させていただきます。

- (会長) では、説明が終わりましたので、「(1)の指定管理者制度導入に伴う府中市個人情報の保護に関する条例及び府中市情報公開条例の改正について」に関しまして、皆さんの方から、ご質問及びご意見がありましたら、お願いします。

- (委員) 2つの条例は、まだ手が入っていないものですか。
個人情報保護条例でみると第11条や第12条に指定管理者を入れる形になりますね。また、情報公開条例でみると第33条に情報を追加するということですね。
- (事務局) そのとおりです。
例えば、府中市個人情報保護に関する条例で第11条の現在では、「実施機関は、個人情報の処理を含む業務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する時は、当該業務を受託するものに対して、個人情報の保護について必要な措置講じなければならない。」となっています。指定管理者制度導入に伴い、これを改正します。今、法規担当の方で整理をしてもらっていますが、案としましては、「全部又は一部を実施機関以外のものに委託する時」この後に「又は指定管理者に公の施設の管理を行わせる時は、」このように追加します。また、「当該業務を受託するもの」の後に「又は当該指定管理者に対して、個人情報の保護について、必要な措置を講じさせなければならない。」とこのような形を考えております。
- (委員) 今の説明で分かったのですが、審議会をするにあたり文書として出していただくのとよいのでは。
- (事務局) 2の改正の内容の(1)のア、イ、ウでこのような内容になりますと説明はしていますが、条文の方は付けてはいませんでした。
- (委員) 条文をつけて、解説ではなく、こういう形にしたいと。それはどうしてなのかと説明した方がいいのではないかと。
- (事務局) 今回は、条文の改正文までは示せなかったのですが、今後、改正文も合せまして新旧対照表で準備させていただきます。
- (会長) では、他に、ご質問もないようですので、次に、「(2)

の平成16年度開示請求等の実績の報告について」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局) それでは、説明させていただきます。ここで、報告させていただくのは、平成16年度に提出がありました情報公開制度及び個人情報保護制度に基づく開示請求と、それに対して市が行った決定の実績についてです。まず、1ページから17ページまでページがふってございます。平成16年度公文書公開の受付表をご覧くださいと思います。これは、平成16年度に提出がありました情報公開制度に基づく公文書の開示請求の実績の表となっております。左の列から、整理番号、請求があった年月日、請求の内容、公文書を所管する部署、市が決定した内容としての全部公開、一部公開、非公開、不存在それぞれの件数、市が決定を行った年月日、開示手数料の有無、一番右側が備考欄となっております。備考欄には、取り下げがあったこと、不開示となった部分などが記載してございます。平成16年度は、延べ116人から請求がございました。平成15年度は、述べ105人でしたので、前年度との比較では、増加となっております。平成16年度の請求内容としましては、ごみ処分事業及びリサイクル事業に関するもの、建築計画概要書の写しを求めるもの、市民会館・中央図書館複合施設の建設に関するものなどの請求が多くございました。これらの請求に対しまして、開示を行った公文書の件数ですが、審議会次第の表紙から3枚目のA4縦の資料をご覧ください。一番上に、1 平成16年度公文書の開示請求とありまして、2行目に(1)開示を行った件数等と表示されました表に数字がございます。全部公開が64件、一部公開が168件、これを合計しますと232件となっております。また、非公開の決定をした公文書は6件、公文

書が不存在であったものは12件ございました。また、交付した写しの枚数につきましては、(2)手数料及び複写料の表にございますように、7,375枚でした。次に、資料の最終ページに綴られております平成16年度自己情報開示の受付表をご覧くださいと思います。これは、平成16年度に提出がありました個人情報保護制度に基づく個人情報の開示請求の実績の表となっております。個人情報の開示請求制度は、平成15年8月1日から施行となりました「府中市個人情報の保護に関する条例」により創設されたものです。記載してある内容は、情報公開制度の表とほぼ同様となっております。平成16年度は、延べ6人から請求がありまして、そのうち取下げが1件ございました。請求内容としましては、レセプトの開示を求めるもの、住民票の交付履歴に関するもの、介護保険の認定に関するものなどがございました。これらの請求に対しまして、開示を行った公文書の件数ですが、もう一度、審議会次第の表紙から3枚目のA4縦の資料をご覧ください。中ほどに、2 平成16年度個人情報の開示請求とありまして、次に(1)開示を行った件数等と表示されました表に数字がございますが、全部公開が62件、一部公開が4件、これを合計しますと66件となっております。また、非公開の決定はございませんでした。また、交付した写しの枚数は67枚でした。なお、個人情報保護制度では、開示請求制度のほかにも、個人情報の訂正の請求、削除の請求、目的外利用又は外部提供の中止の請求の制度がございますが、平成16年度は、それらの請求はございませんでした。説明は、以上でございます。

(会長) では、「(2)平成16年度開示請求等の実績の報告について」、の説明が終わりましたが、どなたかご質問はございま

すか。

(事務局) 同じ方が毎日のように来て、情報公開の請求をしていますので、他市と比べると件数は多くなっています。制度上市民であれば、出さざるおえない状況です。清掃課、契約課など一定の課に集中していますので、そこの業務を圧迫される現実もあります。

(事務局) 全体で116件中、39件同じ方の請求です。あとは継続性はなく、大体1人1件になっています。

(委員) 請求の理由を書きますね。

(事務局) 理由としまして、研究、調査という理由です。

(委員) 仕事とか、利害関係とかはあるのですか。

(事務局) かなり微妙なところですが、そのような仕事内容の方ですが、個人として、市民として請求していると本人は言っています。開示に伴うコピー代など支払などはきちんとしています。ただ、件数が多いので、市で保管している倉庫まで行って職員が探してくることもありますので、かなりの時間がかかってしまいます。

(委員) 本当に必要性があるのですかね。別の問題として検討していくべきでは。

(事務局) このような問題は、他の市でもあるようです。制度の趣旨から数が多いからという理由では難しいようです。弁護士に法律的なことで相談したこともあります。

(委員) 市民の方から、逆に、税金の無駄遣いと言われてもおかしくないと思いますが。

(委員) 25番の史跡測量図もこちらの方で公開されているのですか。普通法務局でコピーが取れると思いますが、

(事務局) こちらの方で管理、保有していれば開示せざるをえません。

(会長) では、他に、ご質問もないようですので、今回の「議

題」につきましては、終了させていただきます。では、4の「その他」につきましては、事務局からお願いいたします。

(事務局) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、特に、連絡事項などはございません。次回の日程ですが、次回は、本年の11月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成17年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。